

5 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除(税額控除)

この控除を受けるためには「住宅借入金等特別控除申告書」などを勤務先に提出する必要があります。
 なお、最初の年分については確定申告により控除の適用を受ける必要があります。

- 給与所得者など(所得の金額が一定の額を超える人などは除かれず。)が、一定の要件を満たす家屋の取得又は増改築等をして平成33年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、一定の住宅借入金等を有するときは、一定の期間にわたり所得税額から住宅借入金等特別控除額が控除されます。
- 平成28年中に住宅を居住の用に供した方で、確定申告により住宅借入金等特別控除の適用を受けた方の平成29年分の住宅借入金等特別控除の控除額は、次表により計算した金額となります。
- 年末調整によってこの控除を受けるためには、税務署からお送りする「住宅借入金等特別控除申告書」とともに、金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」などを勤務先に提出する必要があります。
- 平成27年12月31日以前に住宅を居住の用に供した人などの住宅借入金等特別控除につきましては、国税庁ホームページに掲載している「年末調整のしかた」などをご確認ください。

■平成29年分の年末調整に適用される控除額の表(平成28年中に住宅を居住の用に供した人用)

住宅を居住の用に供した日	控除期間	住宅借入金等の年末残高に乗ずる控除率	控除限度額
平成28年 1月 1日から 平成28年12月31日まで	本則	特定取得 10年間 (4,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	40万円
	認定住宅	特定取得以外 10年間 (2,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	20万円
	本則	特定取得 10年間 (5,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	50万円
	認定住宅	特定取得以外 10年間 (3,000万円以下の部分の金額) × 1.0%	30万円

(注) 特定取得に該当するかどうかは、税務署から送付される「住宅借入金等特別控除証明書」に記載されています。

■給与所得者と確定申告

- 給与の収入金額が2,000万円を超える人、給与を2か所以上から受けている人、給与所得・退職所得以外の所得金額が20万円を超える人などは、確定申告をしなければなりません。
- 多額の医療費を支払った人や、災害や盗難にあった人などは、確定申告をすることによって源泉徴収された税金が還付される場合があります。
- 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告により、そのを超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できるという制度です。
- 特定支出とは、一定の①通勤費、②転居費(転任に伴うもの)、③研修費、④資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑤帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)及び⑥勤務必要経費(上限65万円)をいいますが、この特例の適用を受けるには特定支出の金額を証する書類などが必要です。

*確定申告は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)が大変便利です。
 詳しくはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて

毎月(毎日)給与等の支払を受ける際に源泉徴収される税額は、扶養親族等の数(配偶者及び扶養親族の合計数等)に応じて計算しますが、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴い、配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法が変更されました。
 このため、平成30年1月1日以後、最初の給与等の支払を受ける日の前日までに給与等の支払者に提出する「平成30年分給与所得者の扶養控除等申告書」の記載内容が変更されます。
 また、平成30年分の年末調整又は確定申告において適用を受ける配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額についても見直しが行われました。

《配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額》

給与収入の場合の配偶者の控除の収入金額	給与所得者本人の合計所得金額(見積額)	給与所得者本人の給与等の収入金額				
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)	
配偶者の合計所得金額(見積額)	38万円以下 (103万円以下)	控除額 (老人控除)	38万円 (48万円)	26万円 (32万円)	13万円 (16万円)	0円 (0円)
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	控除額	38万円	26万円	13万円	0円
	85万円超 123万円以下 150万円超 (201万6千円未満)	控除額	36万円～ 3万円	24万円～ 2万円	12万円～ 1万円	0円



年末調整では、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、保険料控除などの控除が受けられますので、扶養控除等申告書などを提出して、これらの控除を正しく受けてください。

税に関する情報を次のホームページに掲載しています。
国税庁ホームページアドレス ▶ www.nta.go.jp

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



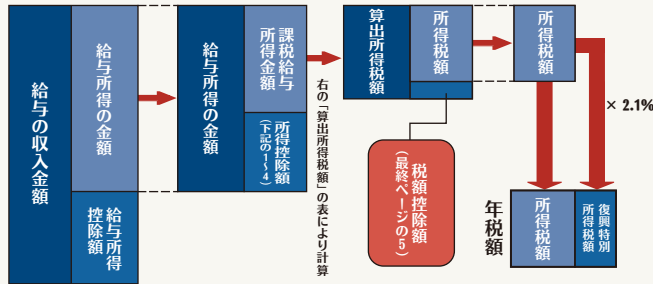
年末調整では、いろいろな控除が受けられます。

復興特別所得税について

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得から源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額が、復興特別所得税として源泉徴収されています。

いろいろな控除が差し引かれた上で所得税が計算されます。

■給与所得の所得税及び復興特別所得税の計算のしくみ



給与所得控除額(例)

給与の収入金額	給与所得控除額
200万円	78万円
300万円	108万円
400万円	134万円
500万円	154万円
600万円	174万円

●給与の収入金額からは、給与の収入金額に応じた給与所得控除額が差し引かれます。この給与所得控除額は、給与所得者の必要経費的な要素を持っています。

算出所得税額【(A) × (B) - (C)】

課税給与所得金額(A)	税率(B)	控除額(C)
195万円以下の場合	5%	-
330万円以下の場合	10%	97,500円
695万円以下の場合	20%	427,500円
900万円以下の場合	23%	636,000円
1,742万円以下の場合	33%	1,536,000円

●課税給与所得金額が1,742万円(給与の収入金額が2,000万円)を超える場合は、年末調整の対象となりません。



次の1~4の控除を受けるためには、扶養控除等申告書、配偶者特別控除申告書又は保険料控除申告書を勤務先に提出する必要があります。年末調整の時までに忘れずに提出して下さい。

1 配偶者控除と扶養控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

- 配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、給与の支払を受ける人(所得者本人)と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族(いわゆる里子や養護老人も含まれます。)のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。
- 給与所得だけの人は、その年中の給与の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額は38万円以下となります。

(注)上記の合計所得金額には、遺族年金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した利子等又は配当等などは含まれません。

控除の種類		控除額(所得控除)
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

- (注)①老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上の人(昭和23年1月1日以前に生まれた人)をいいます。
 ②特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。
 ③老人扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和23年1月1日以前に生まれた人)をいいます。

2 障害者等の控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

- (注)①扶養親族とは、給与の支払を受ける人(所得者本人)と生計を一にする親族(いわゆる里子や養護老人も含まれます。)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。
 ②勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が65万円以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。例えば、アルバイトにより給与収入がある学生の場合、そのアルバイト以外に収入がなく、年間のアルバイトの収入金額が130万円以下であれば、この控除を受けることができます。

控除の種類		控除額(所得控除)
障害者控除 (本人控除対象配偶者扶養親族)	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦控除(本人のみ)	一般の寡婦	27万円
	特別の寡婦	35万円
寡夫控除(本人のみ)		27万円
勤労学生控除(本人のみ)		27万円

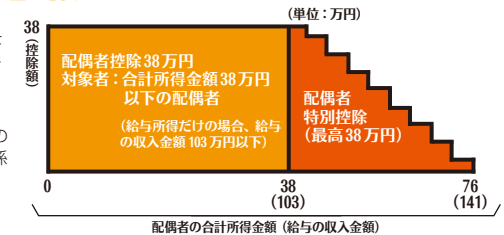
給与等の源泉徴収において、国外に居住する親族に係る配偶者控除、扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、給与の支払者に、その親族に係る親族関係書類(親族であることを証する書類)及び送金関係書類(親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類)を提出又は提示する必要があります。

3 配偶者特別控除

この控除を受けるためには「配偶者特別控除申告書」の提出が必要です。

給与の支払を受ける人(所得者本人)の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満(所得が給与所得だけの場合には、給与の収入金額が103万円超141万円未満)の場合には、その金額に応じて最高38万円が控除されます。

(注)年末調整において、国外に居住する配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける場合には、給与の支払者に、その配偶者に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示する必要があります。



4 各種の保険料控除

これらの控除を受けるためには「保険料控除申告書」の提出が必要です。

控除の種類	控除額(所得控除)			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	-	最高4万円	-
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期費控除保険料のみの場合	最高1万5千円		
	両方がある場合	最高5万円		

- (注)①旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。
 ②一般の生命保険料及び個人年金保険料の控除額の計算において、新契約と旧契約の両方を支払っている場合であっても、旧契約のみ計算した場合の控除額(最高5万円)が、両方がある場合の控除額(最高4万円)よりも大きい場合には、旧契約のみ適用を受けることにより、最高5万円の生命保険料控除を受けることができます(この場合であっても、合計適用限度額は最高12万円です。)

